第4回社会保障審議会生活保護基準部会	
平成23年7月12日	参考資 料2

生活保護受給者の自殺者数について

厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護受給者の自殺者調べの概要及び留意点

- 本調べは、平成22年1月1日～平成22年12月31日の1年間に生活保護受給中（停止中を含む）に自殺又は自殺と推定された死亡者（以下、「自殺者」という。）の状況をまとめたものである。

  （注）自殺者とは、死亡診断書又は死体検案書若しくはケース台帳等から自殺又は自殺と推定される死亡者をいう。

- 平成23年1月21日に全国の自治体に依頼し、福祉事務所から都道府県本庁を通じて報告があったものを厚生労働省社会・援護局保護課において集計した。

- この調べは、平成21年から行っているものである。なお、平成20年の状況については、福祉事務所が職員の記憶やケース台帳を基にして報告したものである。 したがって、平成20年のデータには報告漏れがある可能性があり、年次推移を見る際にはこの点に留意する必要がある。

- 都道府県別の数値は、一都道府県当たりの件数が極めて少なく、結果が不安定であること、一個人の特定につながる可能性があることから公表は控える。

結果概要

- 生活保護受給者の自殺率は、平成20年で被保護人員10万対54．8、平成21年で同62．4、平成22年で同55．7となっており（注）、全国の自殺率よりも高い。
- その原因としては、生活保護受給者には、自殺の大きな要因と考えられている精神疾患（うつ病、統合失調症、依存症）を有する者の割合が全国平均よりも高いことが考えられる。（9ページ参照）

（注）年々増加傾向にあるが、この調べは平成21年から行っているものであり、平成20年の状況については、福祉事務所が職員の記憶やケース台帳を基にして報告しているものであるため、平成20年分には報告漏れがある可能性があるため、厳密には推移は分析できない。

	生活保護受給者		（参考）全国	
	自殺者数	自殺率	自殺者数	自殺率
平成20年	人 843	被保護人員10万対 54．8	人 32，249	人口10万対 25．3
平成21年	1，045	62．4	32，845	25．8
平成22年	1，047	55．7	31，690	24．9

（注）自殺率は、人口（又は被保護人員）10万人当たりの自殺者数を示す。

資料：平成22年中における自殺の概要資料（警察庁）、被保護者全国一斉調査（基礎）（平成22年は暫定集計）

1　自殺者総数

- 生活保護受給者の自殺者数は、平成20年843人、同21年1，045人、同22年1，047人であり、3年間の累計で2，935人である。
- 男女別にみると、男が66．4%、女が33．6%となっている（累計）。

被保護自殺者数

被保護自殺者		総数	男	女
平成20年	人数	843	553	290
	構成割合	100.0%	65.6%	34.4%
平成21年	人数	1,045	683	362
	構成割合	100.0%	65.4%	34.6%
平成22年	人数	1,047	712	335
	構成割合	100.0%	68.0%	32.0%
累計	人数	2,935	1,948	987
	構成割合	100.0%	66.4%	33.6%

（参考）被保護者数

被保護者		総数	男	女
平成21年	人数	1,673,651	800,657	872,994
	構成割合	100.0%	47.8%	52.2%

資料：被保護者全国一斉調査（基礎調査）

（参考）一般自殺者数

一般自殺者		総数	男	女
平成22年	人数	31,690	22,283	9,407
	構成割合	100.0%	70.3%	29.7%

資料：平成22年中における自殺の概要資料（警察庁）

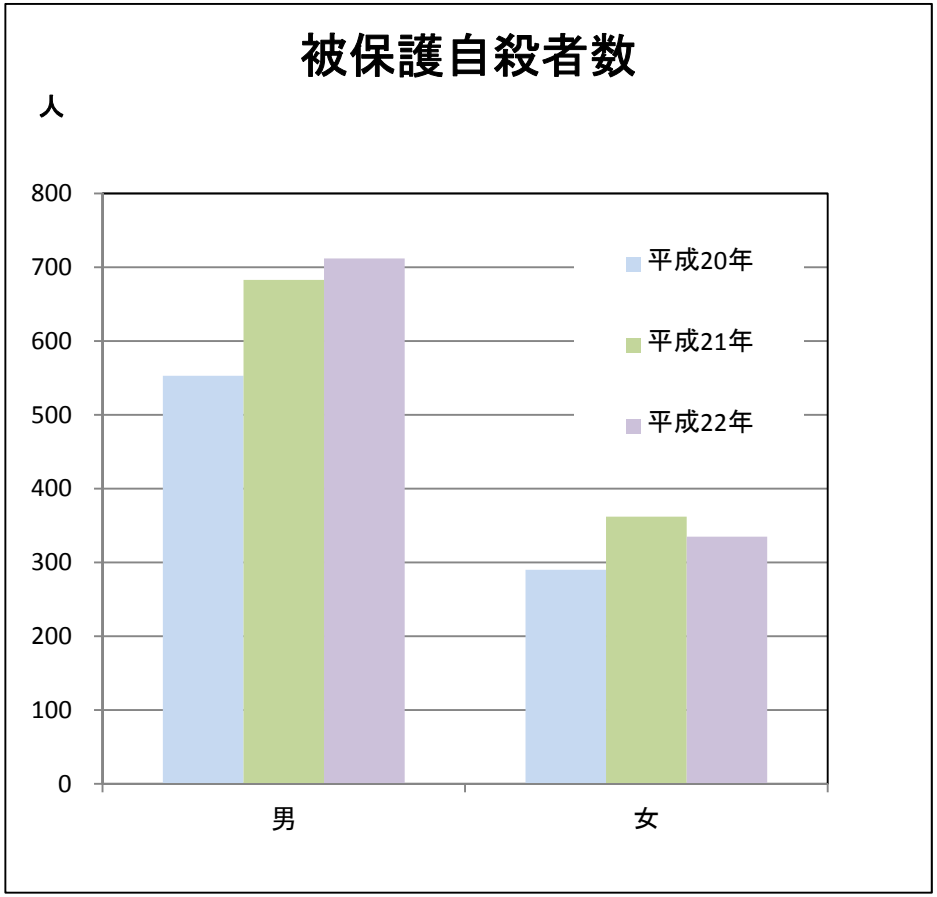

２　年齢階級別自殺者数

- 60歳代が全体の23．4%（累計）を占め、次いで50歳代（22．5%）、40歳代（18．6%）の順となっており、この傾向は3年間ほぼ変わらない。
- また、警察庁発表の全国の自殺者の傾向と比較しても、年齢階級別の順位はほぼ同じである。

年齢別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成20年	人数	843	9	51	124	166	199	187	79	28	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.0%	14.7%	19.7%	23.6%	22.2%	9.4%	3.3%	-
平成21年	人数	1,045	11	70	160	172	249	238	110	35	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.7%	15.3%	16.5%	23.8%	22.8%	10.5%	3.3%	-
平成22年	人数	1,047	6	61	178	209	211	262	92	28	-
	構成割合	100.0%	0.6%	5.8%	17.0%	20.0%	20.2%	25.0%	8.8%	2.7%	-
累計	人数	2935	26	182	462	547	659	687	281	91	-
	構成割合	100.0%	0.9%	6.2%	15.7%	18.6%	22.5%	23.4%	9.6%	3.1%	-

（参考）年齢別自殺者数

全自殺者		総数	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成22年	人数	31,690	552	3,240	4,596	5,165	5,959	5,908	3,673	2,401	196
	構成割合	100.0%	1.7%	10.2%	14.5%	16.3%	18.8%	18.6%	11.6%	7.6%	0.6%

資料：平成22年中における自殺の概要資料（警察庁）

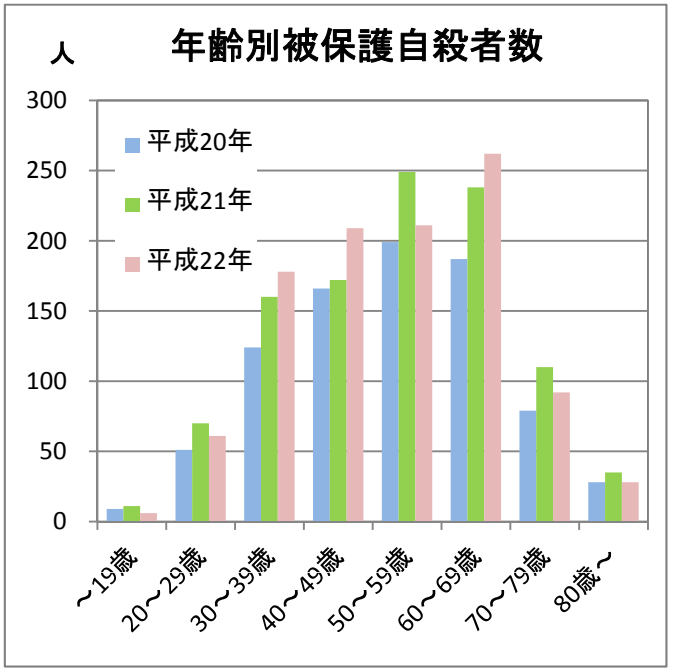

（参考）年齢階級別自殺率

- 年齢階級別自殺率（平成22年）をみると、20歳以上69歳以下で生活保護の自殺率が全国平均よりも高くなっている。
- 平成20年、平成21年をみても、ほとんどの年代で生活保護の自殺率が全国平均よりも高くなっている。

年齢別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成20年	人数	843	9	51	124	166	199	187	79	28	－
	構成割合	100.0%	1.1%	6.0%	14.7%	19.7%	23.6%	22.2%	9.4%	3.3%	－
	自殺率	54.8 (73.9)	3.8	139.2	123.5	127.5	87.5	54.6	25.2	18.8	
平成21年	人数	1,045	11	70	160	172	249	238	110	35	－
	構成割合	100.0%	1.1%	6.7%	15.3%	16.5%	23.8%	22.8%	10.5%	3.3%	－
	自殺率	62.4 (81.4)	4.3	162.5	142.6	112.4	103.1	62.9	33.3	21.9	
平成22年	人数	1,047	6	61	178	209	211	262	92	28	－
	構成割合	100.0%	0.6%	5.8%	17.0%	20.0%	20.2%	25.0%	8.8%	2.7%	－
	自殺率	55.7 (69.8)	2.1	113.9	138.2	112.2	79.3	60.9	25.9	16.3	

注1）自殺率は、被保護人員10万人当たりの自殺者数を示す。被保護人員は、被保護者全国一斉調査（基礎）（平成22年は暫定集計）
注2）括弧内は全国の年齢階級別人口を基準とする年齢調整自殺率

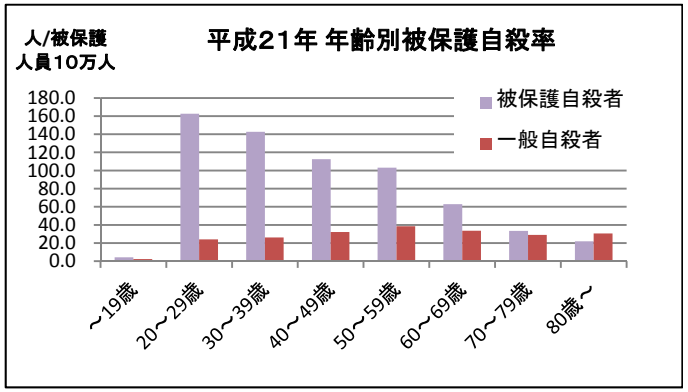

（参考）年齢別自殺者数

全自殺者		総数	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成20年	人数	32,249	611	3,438	4,850	4,970	6,363	5,735	3,697	2,361	224
	構成割合	100.0%	1.9%	10.7%	15.0%	15.4%	19.7%	17.8%	11.5%	7.3%	0.7%
	自殺率	25.3	2.6	23.3	26.1	30.7	36.0	33.7	29.2	31.4	
平成21年	人数	32,845	565	3,470	4,794	5,261	6,491	5,958	3,671	2,405	230
	構成割合	100.0%	1.7%	10.6%	14.6%	16.0%	19.8%	18.1%	11.2%	7.3%	0.7%
	自殺率	25.8	2.4	24.1	26.2	32.1	38.5	33.5	28.9	30.5	
平成22年	人数	31,690	552	3,240	4,596	5,165	5,959	5,908	3,673	2,401	196
	構成割合	100.0%	1.7%	10.2%	14.5%	16.3%	18.8%	18.6%	11.6%	7.6%	0.6%
	自殺率	24.9	2.4	22.9	25.6	30.9	36.6	32.4	28.4	29.0	

資料：平成22年中における自殺の概要資料（警察庁）
注）自殺率は、人口10万人当たりの自殺者数を示す。

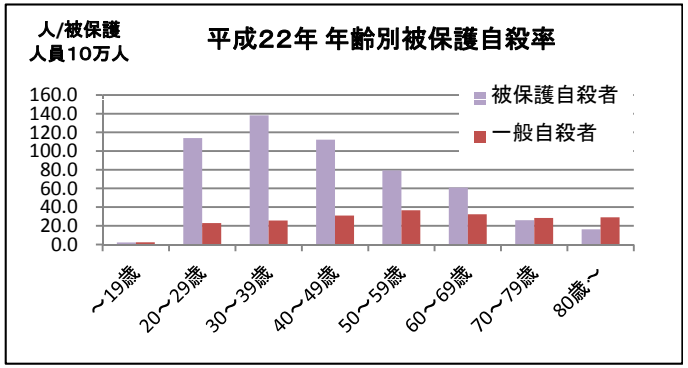

３　世帯類型別自殺者数

- 自殺者が属していた被保護世帯を世帯類型別にみると、傷病者世帯が最も多く、３年間累計で1，135人（38．7%）、次いで障害者世帯629人（21．4%）、高齢者世帯589人（20．1%）となっている。

世帯類型別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
平成20年	人数	843	151	42	189	361	100
	構成割合	100.0%	17.9%	5.0%	22.4%	42.8%	11.9%
平成21年	人数	1,045	223	52	210	410	150
	構成割合	100.0%	21.3%	5.0%	20.1%	39.2%	14.4%
平成22年	人数	1,047	215	51	230	364	187
	構成割合	100.0%	20.5%	4.9%	22.0%	34.8%	17.9%
累計	人数	2,935	589	145	629	1,135	437
	構成割合	100.0%	20.1%	4.9%	21.4%	38.7%	14.9%

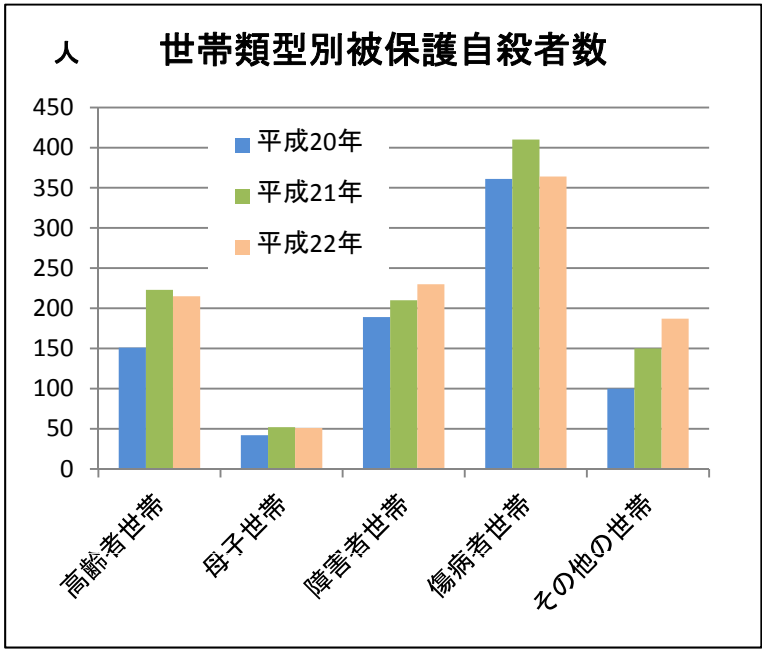

（参考）世帯類型別被保護者数

被保護者		総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
平成21年	人数	1,216,840	564,350	92,090	149,240	266,320	144,840
	構成割合	100.0%	46.4%	7.6%	12.3%	21.9%	11.9%

資料：被保護者全国一斉調査（個別調査）

４　世帯人員別自殺者数

- 被保護者が属していた被保護世帯を世帯人員別にみると、単身世帯が多く、３年間累計で２，３１７人（７８．９％）となっている。また、この割合は、ほぼ３年間変わらない。

世帯人員別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数	単身世帯	2人以上世帯	不明
平成20年	人数	843	655	187	1
	構成割合	100.0%	77.7%	22.2%	0.1%
平成21年	人数	1,045	813	232	－
	構成割合	100.0%	77.8%	22.2%	－
平成22年	人数	1,047	849	198	－
	構成割合	100.0%	81.1%	18.9%	－
累計	人数	2,935	2,317	617	1
	構成割合	100.0%	78.9%	21.0%	0.0%

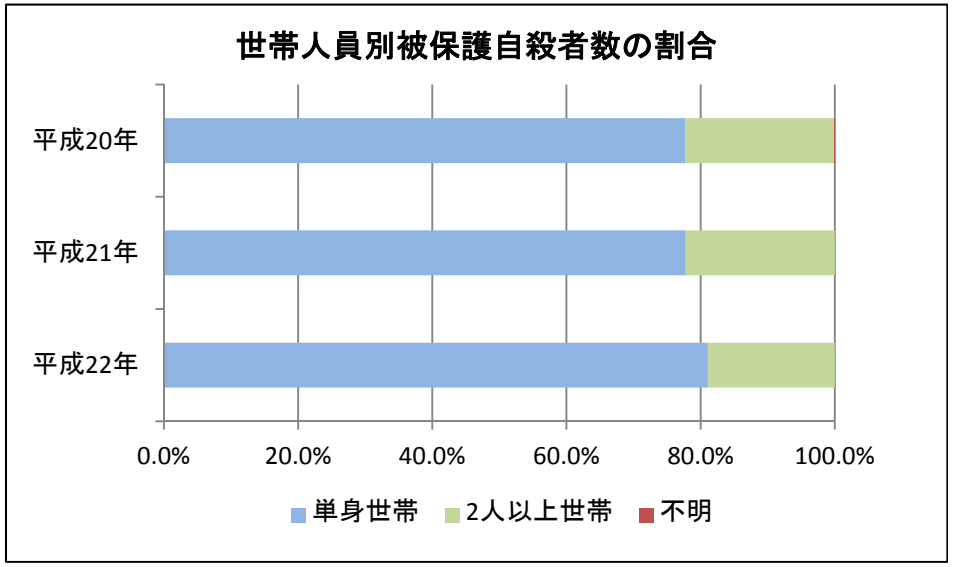

（参考）世帯人員別被保護世帯数及び被保護者数

被保護者		総数	単身世帯	2人以上世帯
平成21年	世帯数	1,215,214	919,191	296,023
	構成割合	100.0%	75.6%	24.4%
	人数	1,673,651	919,191	754,460
	構成割合	100.0%	54.9%	45.1%

資料：被保護者全国一斉調査（基礎調査）

５　自殺の原因・動機別割合

- 自殺の原因・動機が明らかな者について、自殺の原因、動機（複数回答3つまで）を見ると、「健康問題」が最も多く、3年間の累計で894件（59．5%）、次いで「その他」511件（34．1%）、「経済・生活問題」251件（16．7%）となっている。
- 調査手法が異なるため厳密な比較はできないが、警察庁発表の全国の自殺者の傾向と比較すると、「経済・生活問題」、「勤務問題」が少なく、「その他」が多くなっている。

被保護自殺者の自殺の原因・動機（複数回答3つまで）

被保護自殺者		総数（実人員）	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
平成20年	人数	448	66	271	71	5	24	5	132
	構成割合	100.0%	14.7%	60.5%	15.8%	1.1%	5.4%	1.1%	29.5%
平成21年	人数	561	78	324	92	5	27	3	183
	構成割合	100.0%	13.9%	57.8%	16.4%	0.9%	4.8%	0.5%	32.6%
平成22年	人数	491	68	298	88	9	27	2	196
	構成割合	100.0%	13.8%	60.7%	17.9%	1.8%	5.5%	0.4%	39.9%
累計	人数	1,501	212	894	251	19	78	10	511
	構成割合	100.0%	14.1%	59.5%	16.7%	1.3%	5.2%	0.7%	34.1%

（注）遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としたため、各原因・動機別の和と総数（実人員）とは一致しない。

（参考）全国の自殺の原因・動機（複数回答3つまで）

一般自殺者		総数（実人員）	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
平成22年	人数	31,690	4,497	15,802	7,438	2,590	1,103	371	1,533
	構成割合	100.0%	14.2%	49.9%	23.5%	8.2%	3.5%	1.2%	4.8%

資料：平成22年中における自殺の概要資料（警察庁）

（注）遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としたため、各原因・動機別の和と総数（実人員）とは一致しない。

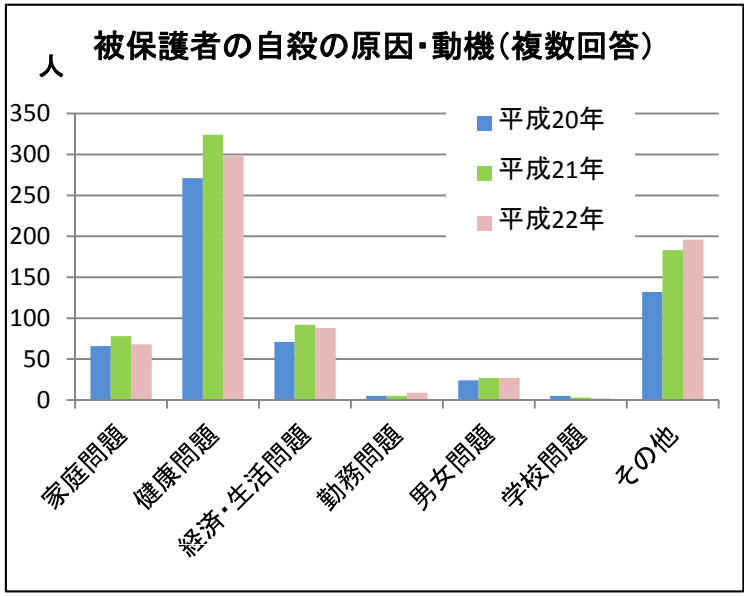

６　精神疾患の有無別自殺者数

- 自殺者のうち精神疾患を有する者が多く、３年間の累計で１，９３６人（６６．０%）となっている。また、この割合は、３年間を通じてほぼ同様である。
- なお、被保護者数に占める精神疾患及び精神障害を有する者の割合は１５．０%であるのに対し、全人口に占める推定精神疾患患者の割合は２．５%となっている。

精神疾患の有無別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数	有	無	不明
平成20年	人数	843	581	260	2
	構成割合	100.0%	68.9%	30.8%	0.2%
平成21年	人数	1,045	671	369	5
	構成割合	100.0%	64.2%	35.3%	0.5%
平成22年	人数	1,047	684	361	2
	構成割合	100.0%	65.3%	34.5%	0.2%
累計	人数	2,935	1,936	990	9
	構成割合	100.0%	66.0%	33.7%	0.3%

（参考）精神疾患及び精神障害の有無別被保護者数

被保護者		総数	有	無
平成21年	人数	1,673,630	265,540	1,408,090
	構成割合	100.0%	15.9%	84.1%

資料：被保護者全国一斉調査（個別調査）

（参考）全国の推定精神疾患患者数　　（千人）

全人口		総数	有	無
平成20年	人数	127,692	3,233	124,459
	構成割合	100.0%	2.5%	97.5%

資料：平成20年患者調査、総務省推計人口（平成20年10月1日現在）

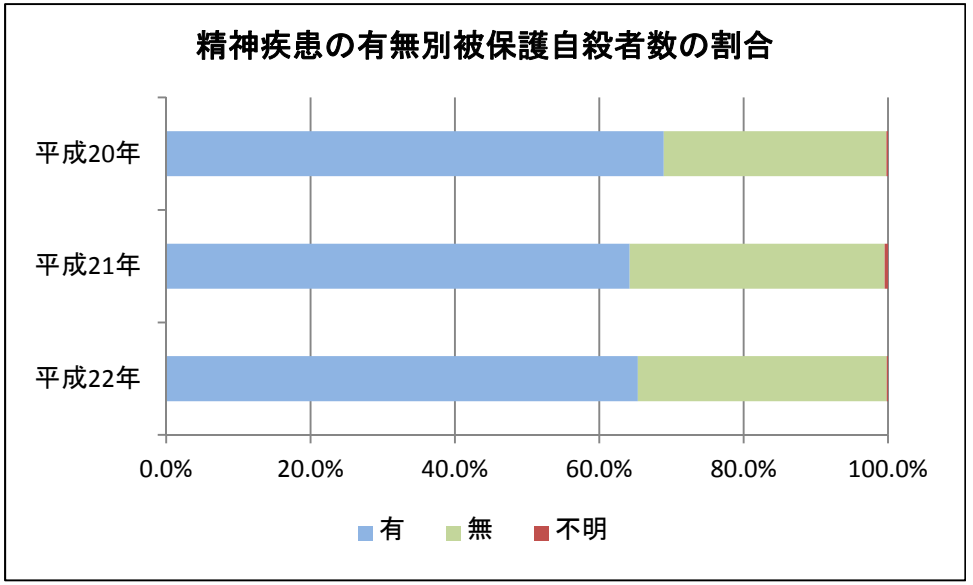

7　保護開始理由別自殺者数

- 保護開始時の理由をみると、「世帯主の傷病（精神）」が最も多く、3年間の累計で1，173人（40．0%）となっている。また、この割合は、3年間を通じてほぼ同様である。

保護開始理由別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数	世帯主の傷病（精神）	世帯主の傷病（その他・不明）	世帯員の傷病（精神）	世帯員の傷病（その他・不明）	急迫保護で医療扶助単給	要介護状態	働いていた者の死亡	働いていた者の離別等	失業：定年・自己都合	失業：勤務先都合（解雇等）	老齢による収入の減少	事業不振・倒産	その他の働きによる収入の減少	社会保障給付金の減少・喪失	貯金等の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	その他	不明
平成20年	人数	843	371	223	17	10	2	－	－	10	17	13	22	2	14	4	95	7	35	1
	構成割合	100.0%	44.0%	26.5%	2.0%	1.2%	0.2%	－	－	1.2%	2.0%	1.5%	2.6%	0.2%	1.7%	0.5%	11.3%	0.8%	4.2%	0.1%
平成21年	人数	1,045	433	238	26	16	5	1	2	22	28	25	44	4	20	7	106	15	53	－
	構成割合	100.0%	41.4%	22.8%	2.5%	1.5%	0.5%	0.1%	0.2%	2.1%	2.7%	2.4%	4.2%	0.4%	1.9%	0.7%	10.1%	1.4%	5.1%	－
平成22年	人数	1,047	369	234	26	16	2	1	1	32	35	33	33	5	23	11	107	22	91	6
	構成割合	100.0%	35.2%	22.3%	2.5%	1.5%	0.2%	0.1%	0.1%	3.1%	3.3%	3.2%	3.2%	0.5%	2.2%	1.1%	10.2%	2.1%	8.7%	0.6%
累計	人数	2,935	1,173	695	69	42	9	2	3	64	80	71	99	11	57	22	308	44	179	7
	構成割合	100.0%	40.0%	23.7%	2.4%	1.4%	0.3%	0.1%	0.1%	2.2%	2.7%	2.4%	3.4%	0.4%	1.9%	0.7%	10.5%	1.5%	6.1%	0.2%

（参考）保護開始理由別被保護者数

被保護者		総数	世帯主の傷病	世帯員の傷病	急迫保護で医療扶助単給	要介護状態	働いていた者の死亡	働いていた者の離別等	失業：定年・自己都合	失業：勤務先都合（解雇等）	老齢による収入の減少	事業不振・倒産	その他の働きによる収入の減少	社会保障給付金の減少・喪失	貯金等の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	その他	不明
平成21年	世帯	25,227	7,306	311	1,610	105	66	888	1,540	1,892	1,259	374	1,951	418	5,070	834	1,603	－
	構成割合	100.0%	29.0%	1.2%	6.4%	0.4%	0.3%	3.5%	6.1%	7.5%	5.0%	1.5%	7.7%	1.7%	20.1%	3.3%	6.4%	－

資料：福祉行政報告例

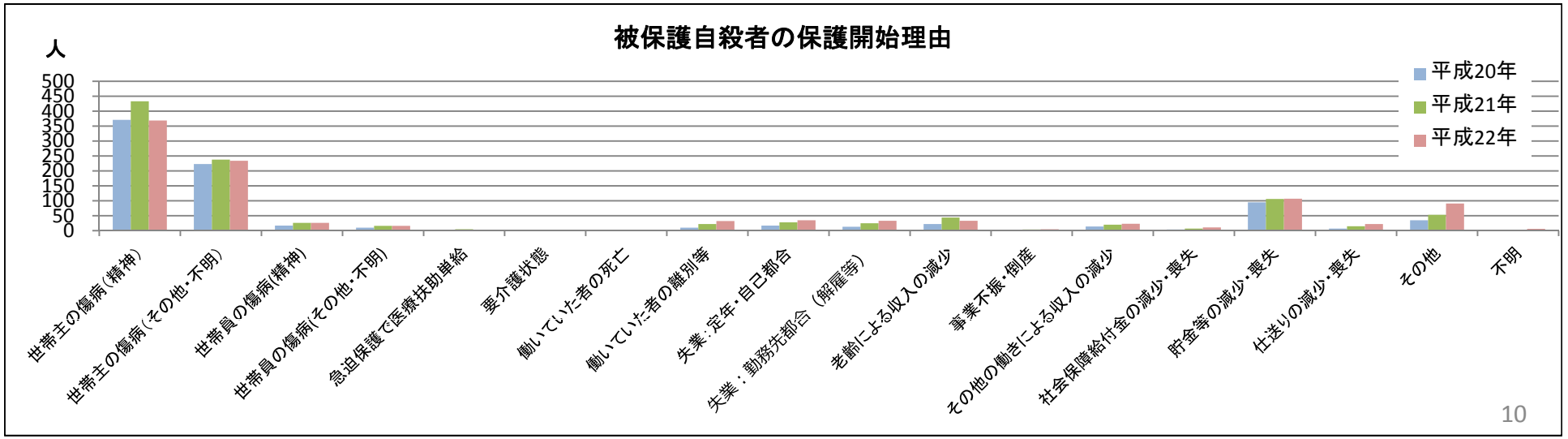

生活保護受給者の自殺防止対策

背景

平成22年1月及び平成23年1月に全国の自治体に対し行った生活保護受給者の自殺調査の結果、被保護者の自殺率は全国の自殺率に比べて高いという結果であった。その原因としては、生活保護受給者には、自殺の大きな要因と考えられている精神疾患を有する者の割合が全国平均よりも高いことが考えられる。

厚生労働省の対応

1　継続的に調査を実施する。
　① 平成23年は、同様の調査方式により調査を実施する。
　② 平成24年以降は、「生活保護業務データシステム」の調査事項に登録し、統計数値として管理することを検討する。

2　福祉事務所における精神保健福祉士等の専門家を増配置し、相談・支援体制を充実する。（セーフティーネット支援対策等事業費補助金「精神障害者等退院促進事業」平成22年度100自治体）

3　今年度より、救護施設※における精神障害者の支援機能を強化するため、精神保健福祉士を加配した場合の加算措置を設けるとともに、在宅の精神障害者について、一時的に症状が不安定になった際の一時入所事業を実施し、精神障害者の在宅生活の継続及び自殺防止対策の推進を図っている。

※　救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設（生活保護法第38条第1項第1号）。平成23年度で全国188か所。